

# 新潟大栄信用組合の近況

2025年9月期（令和7年4月1日～令和7年9月30日）

mini disclosure 2025.9



組合員・お取引先のみなさまには、平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。ここに、新潟大栄信用組合の経営内容の開示資料として、「2025年9月期ミニディスクロージャー誌」を作成し、令和7年度上半期の活動についてご報告申し上げます。ご高覧のうえ、より一層ご理解を深めていただければ幸いに存じます。

当中間期における我が国の経済は、個人消費や設備投資が下支えとなり、緩やかな回復基調で推移しております。一方で海外経済の減速や物価上昇など、先行きには依然として不透明感も残っております。地方経済につきましては、需要の持ち直しの兆しが見られる一方、外需動向への影響を受けやすく、中小企業を中心に厳しさが続く場面もあり、地域産業の一層の活性化が求められております。こうした経営環境のもと、当組合は、お取引先の持続的発展に向け資金繰り支援はもちろんのこと、新たな社会活動への実現に向けた事業再構築、事業承継、事業再生等に積極的に取組んでまいります。そして、いかなる情勢下においても、相互扶助の理念のもと協同組合金融の経営姿勢を崩さず、今まで以上に地域の皆様のお役に立つ金融機関を目指し、役職員一丸となって、組合員、お取引先のご期待に応えて参る所存であります。

理事長 八子英雄

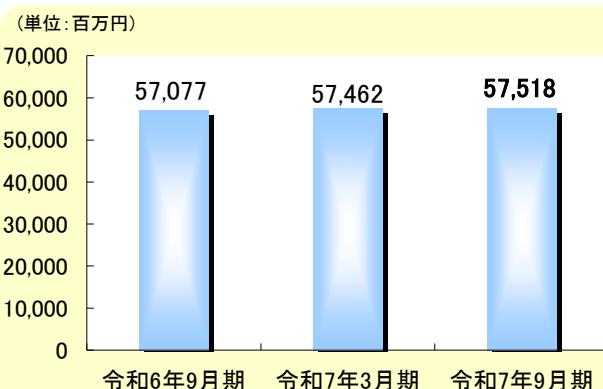
## 経営理念 『力を合わせて豊かな暮らし』

いかなる情勢にあろうとも、「利用者にとって利用し甲斐があり、職員にとって働き甲斐があり、経営者にとって経営し甲斐のある信用組合」を目指して、その実を挙げることを経営理念とする。

### 経営方針

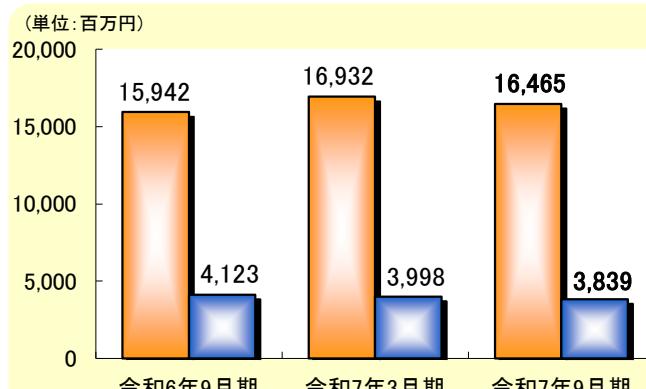
- ・経営の基盤と経営力強化に努める。
- ・きめ細かな金融サービスの提供に努める。
- ・経営の効率化、合理化による収益力強化と自己資本の充実を図る。
- ・法令遵守、リスク管理体制の徹底を図る。
- ・和として競う職場をつくる。

### 預金残高



預金は、前年同期比4億40百万円増加の575億18百万円となりました。

### 貸出残高

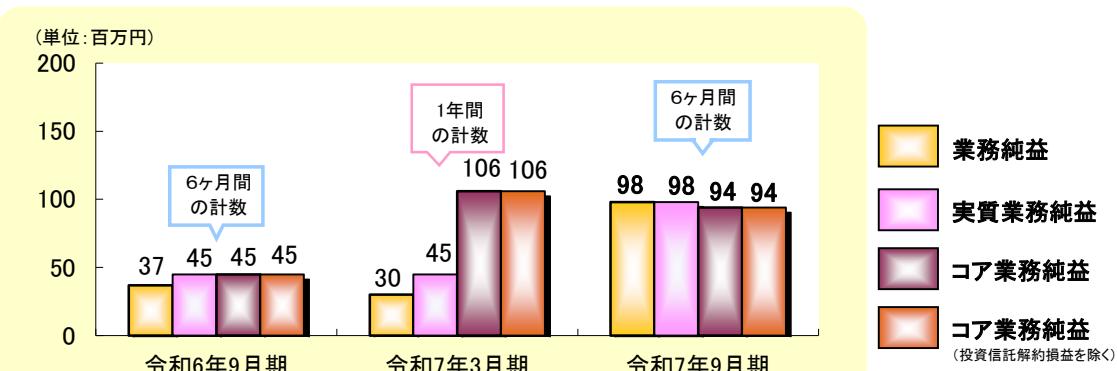


貸出金は、前年同期比5億22百万円増加の164億65百万円となりました。

貸出金残高

うち消費者ローン

## 業務純益・実質業務純益・コア業務純益・コア業務純益（投資信託解約損益を除く）

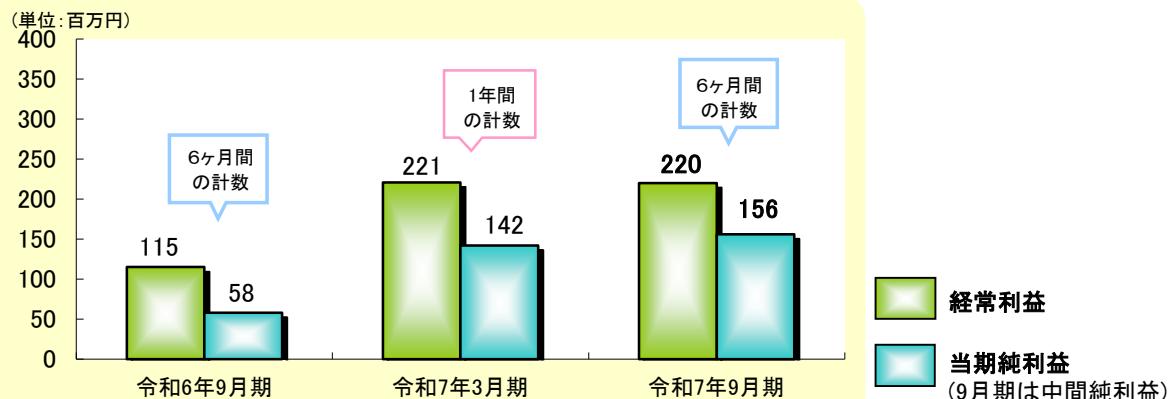


業務純益は、金融機関が本業でどれだけの利益をあげたかを示す金融機関固有の指標です。

実質業務純益は、業務純益から変動要因を除いた業務収益をより厳密に表した指標です。

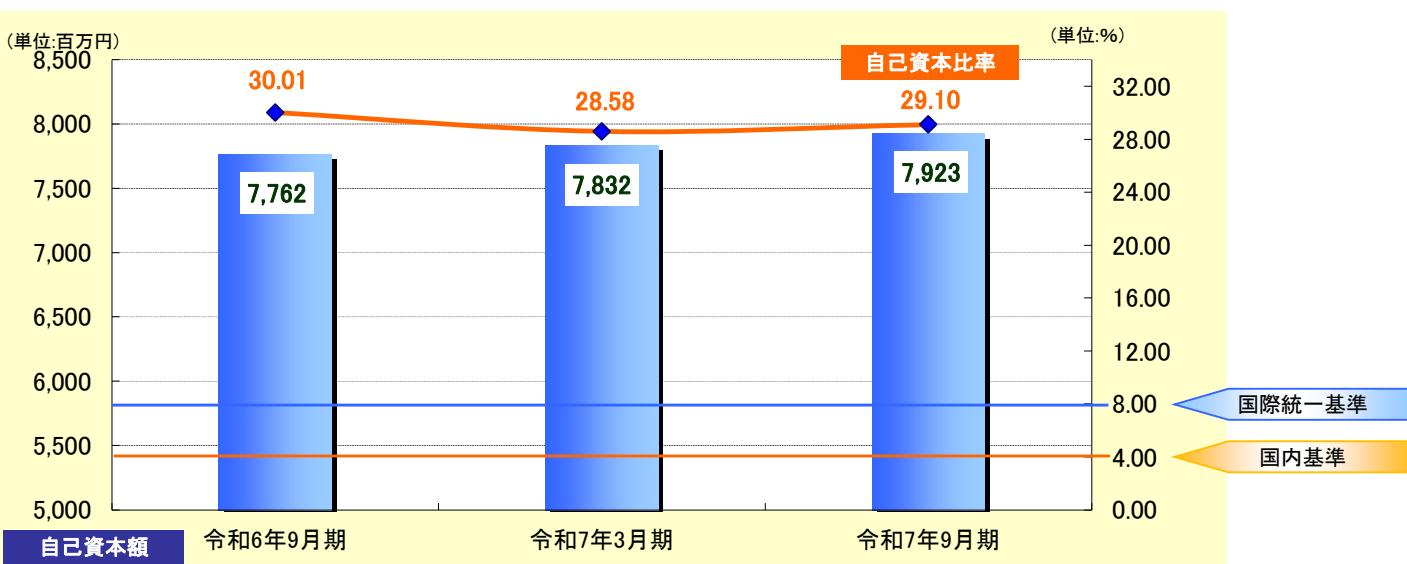
コア業務純益は、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加算し、国債等債券損益を差し引いた経営指標で、金融機関本体の利益力をより反映するとされる金融機関固有の指標です。

## 経常利益・当期純利益



経常利益は、個別貸倒引当金繰入額の減少により、前年同期比1億4百万円増加の2億20百万円、当期純利益(9月期中間純利益)は、前年同期比98百万円増加し1億56百万円となりました。

## 自己資本比率・自己資本額



注) 自己資本比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

令和7年9月期の自己資本比率は**29.10%**と高い水準を維持しています。

自己資本比率は、金融機関の安全性、健全性をはかる重要な指標のひとつです。

当組合は国内基準の**4%**を**7倍強上回る**水準となっています。

これは、当組合の財務内容が健全であることを証明しており、お客様から安心してお取引をいただけることを示しております。

## 経営諸指標

### 貸借対照表

(単位:千円)

科 目 (資産の部)	令和6年9月期	令和7年9月期
現金	337,881	318,036
預け金	20,671,026	20,218,864
有価証券	26,389,296	25,925,632
国債	2,860,370	2,691,900
地方債	3,739,530	3,463,040
社債	16,001,750	15,698,050
株式	1,436,952	1,456,603
その他の証券	2,350,694	2,616,038
貸出金	15,942,361	16,465,353
割引手形	121,430	113,008
手形貸付	1,463,181	1,398,441
証書貸付	13,765,714	14,308,972
当座貸越	592,035	644,931
その他資産	802,526	818,053
未決済為替貸	2,432	2,734
全信組連出資金	584,600	584,600
未収収益	93,174	127,058
その他の資産	122,319	103,661
有形固定資産	439,414	441,274
建物	88,771	83,708
土地	266,211	265,770
その他の有形固定資産	84,432	91,796
無形固定資産	2,079	4,649
ソフトウェア	106	2,676
その他の無形固定資産	1,972	1,972
前払年金費用	237,871	286,915
繰延税金資産	286,093	584,388
債務保証見返	814	658
貸倒引当金	△ 876,232	△ 864,577
(うち個別貸倒引当金)	( △ 740,346 )	( △ 760,768 )
<b>資産の部合計</b>	<b>64,233,132</b>	<b>64,199,249</b>

注) 1. 残高がない場合は「-」表示、表示単位未満の数字がある場合は「0」表示しております。  
2. 9月期は、4月から9月までの6ヶ月間の計数を記載しております。  
3. 9月期は、仮決算であるため監事による会計監査を受けておりませんが、正規の決算に準じた会計処理により行っております。

科 目 (負債の部)	令和6年9月期	令和7年9月期
預金積金	57,077,969	57,518,945
当座預金	590,678	299,940
普通預金	20,834,024	21,507,761
貯蓄預金	418	286
通知預金	1,025	19,387
定期預金	31,902,621	32,225,029
定期積金	3,463,935	3,230,651
その他の預金	285,266	235,888
その他負債	108,677	124,680
未決済為替借	9,519	9,582
未払費用	32,708	56,436
給付補填備金	953	1,340
未払法人税等	54,500	45,500
前受収益	9,008	6,812
その他の負債	1,988	5,008
賞与引当金	14,855	20,072
役員退職慰労引当金	109,918	118,488
偶発損失引当金	857	938
債務保証	814	658
<b>負債の部合計</b>	<b>57,313,092</b>	<b>57,783,782</b>
科 目 (純資産の部)	令和6年9月期	令和7年9月期
出資金	334,578	332,282
普通出資金	334,578	332,282
利益剰余金	7,465,921	7,696,935
利益準備金	349,401	349,401
その他利益剰余金	7,116,520	7,347,534
特別積立金	5,742,000	5,842,000
(出資配当積立金)	( 42,000 )	( 42,000 )
中間未処分剰余金	1,374,520	1,505,534
<b>組合員勘定合計</b>	<b>7,800,499</b>	<b>8,029,217</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>△ 880,460</b>	<b>△ 1,613,750</b>
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>△ 880,460</b>	<b>△ 1,613,750</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>6,920,039</b>	<b>6,415,466</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>64,233,132</b>	<b>64,199,249</b>

## 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年9月期	令和7年9月期
<b>経常収益</b>	573,264	550,115
資金運用収益	361,062	404,951
貸出金利息	149,398	159,338
預け金利息	19,592	42,161
有価証券利息配当金	177,018	191,567
その他の受入利息	15,053	11,883
<b>役務取引等収益</b>	13,405	12,695
受入為替手数料	6,549	6,558
その他の役務収益	6,855	6,136
<b>その他業務収益</b>	1,703	4,240
国債等債券売却益	—	3,252
その他の業務収益	1,703	988
<b>その他経常収益</b>	197,093	128,227
貸倒引当金戻入益	—	950
株式等売却益	197,026	127,277
その他の経常収益	67	—
<b>経常費用</b>	457,492	329,706
資金調達費用	13,191	48,552
預金利息	12,843	47,887
給付補填備金繰入額	293	636
借用金利息	54	29
<b>役務取引等費用</b>	18,688	18,830
支払為替手数料	2,307	2,370
その他の役務費用	16,381	16,459
<b>その他業務費用</b>	—	3
その他の業務費用	—	3
<b>経費</b>	301,864	261,937
人件費	189,137	154,201
物件費	100,830	97,017
税金	11,896	10,718
<b>その他経常費用</b>	123,747	382
貸倒引当金繰入額	123,743	—
その他の経常費用	4	382
<b>経常利益</b>	115,771	220,408
<b>特別利益</b>	11	—
固定資産処分益	11	—
<b>特別損失</b>	11	1
固定資産処分損	11	1
<b>税引前中間純利益</b>	115,771	220,408
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	61,220	53,932
法人税等調整額	-3,477	9,802
法人税等合計	57,742	63,735
<b>中間純利益</b>	58,029	156,673
<b>繰越金(当期首残高)</b>	1,316,491	1,348,861
<b>中間未処分剩余金</b>	1,374,520	1,505,534

注) 1. 残高がない場合は「-」表示、表示単位未満の数字がある場合は「0」表示しております。  
2. 9月期は、4月から9月までの6ヶ月間の計数を記載しております。  
3. 9月期は、仮決算であるため監事による会計監査を受けておりませんが、正規の決算に準じた会計処理により行っております。

## 経営諸指標

### 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	令和5年9月期	令和6年3月期	令和6年9月期	令和7年3月期	令和7年9月期
経常収益	512,109	934,197	573,264	1,063,485	550,115
経常利益	159,426	228,009	115,771	221,358	220,408
中間純利益(3月期は当期純利益)	103,191	150,234	58,029	142,342	156,673
預金積金残高	56,585,407	56,692,128	57,077,969	57,462,838	57,518,945
貸出金残高	16,506,072	16,490,219	15,942,361	16,932,940	16,465,353
有価証券残高	26,335,897	26,174,054	26,389,296	25,550,606	25,925,632
総資産額	63,834,874	64,318,941	64,233,132	64,078,427	64,199,249
純資産額	7,008,480	7,367,182	6,920,039	6,353,383	6,415,466
単体自己資本比率	29.56%	29.95%	30.01%	28.58%	29.10%
出資総額	335,687	334,525	334,578	332,247	332,282
出資総口数	335,687口	334,525口	334,578口	332,247口	332,282口
出資に対する配当金		10,046		9,972	
配当率		3%		3%	
職員数	62人	56人	52人	49人	49人

注) 1. 9月期は、4月から9月までの6ヶ月間の計数を記載しております。

2. 職員数には、役員及び臨時雇用職員は含んでおりません。

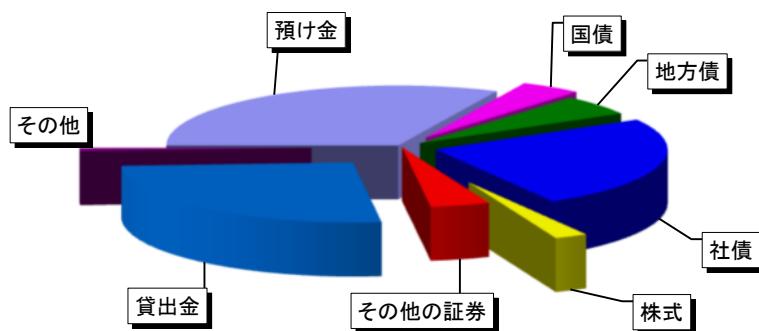
## 経営諸指標

### 資金運用状況

区分	金額	(単位:千円)	構成比
預け金	20,218,864		31.99%
国債	2,691,900		4.25%
地方債	3,463,040		5.47%
社債	15,698,050		24.84%
株式	1,456,603		2.30%
その他の証券	2,616,038		4.13%
貸出金	16,465,353		26.05%
その他	584,600		0.92%
合計	63,194,449		

注) 1.構成比は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2.預け金は、無利息分を含んでおります。



### 貸出金業種別残高状況

区分	金額	(単位:千円)	構成比
製造業	2,770,993		16.82%
農業、林業	150,357		0.91%
漁業	32,392		0.19%
建設業	1,703,546		10.34%
情報通信業	12,794		0.07%
運輸業、郵便業	195,899		1.18%
卸売業、小売業	847,187		5.14%
金融業、保険業	1,000,000		6.07%
不動産業	964,626		5.85%
学術研究、専門・技術サービス業	122,951		0.74%
宿泊業	589,533		3.58%
飲食業	212,988		1.29%
生活関連サービス業、娯楽業	357,898		2.17%
その他のサービス	267,708		1.62%
その他の産業	8,000		0.04%
小計	9,236,877		56.09%
国・地方公共団体等	2,791,609		16.95%
個人(住宅・消費・納税資金等)	4,436,866		26.94%
合計	16,465,353		

注) 1.構成比は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2.残高がない業種は記載を省略しております。

## 不良債権の状況

### 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

区分		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	(単位:百万円、%)	
							貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和7年3月期	306	59	247	306	100.0	100.0	
	令和7年9月期	298	51	246	298	100.0	100.0	
危険債権	令和7年3月期	1,114	384	475	860	77.2	65.2	
	令和7年9月期	1,196	416	514	930	77.7	65.9	
要管理債権	令和7年3月期	327	142	52	194	59.4	28.1	
	令和7年9月期	267	115	34	150	56.1	22.7	
三月以上延滞債権	令和7年3月期	2	0	0	1	59.4	28.1	
	令和7年9月期	33	14	4	18	56.1	22.7	
貸出条件緩和債権	令和7年3月期	325	141	51	193	59.4	28.1	
	令和7年9月期	234	101	30	131	56.1	22.7	
小計	令和7年3月期	1,748	586	775	1,362	77.9	66.7	
	令和7年9月期	1,762	584	795	1,379	78.2	67.4	
正常債権	令和7年3月期	15,198						
	令和7年9月期	14,715						
合計	令和7年3月期	16,946						
	令和7年9月期	16,477						

注) 比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

令和7年3月末に実施した資産自己査定による債務者区分・残高をベースに、半期中における客観的破綻事実(倒産・不渡等)等による債務者区分の変更を反映し、令和7年9月末残高をもって算出しております。
1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。

### 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の状況

区分	令和7年3月期	令和7年9月期	(単位:百万円、%)	
			増減	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	306	298	△ 8	
危険債権	1,114	1,196	82	
要管理債権	327	267	△ 59	
三月以上延滞債権	2	33	31	
貸出条件緩和債権	325	234	△ 90	
小計	1,748	1,762	14	
正常債権	15,198	14,715	△ 482	
合計	16,946	16,477	△ 468	
総債権額に占める不良債権の割合	10.31%	10.69%	+ 0.38%	

注) 比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 有価証券の時価情報

### ■売買目的有価証券

該当ありません

### ■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和7年3月期			令和7年9月期		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	91	△ 8	100	87	△ 12
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	100	91	△ 8	100	87	△ 12
合 計		100	91	△ 8	100	87	△ 12

(注) 1. 時価は、期末日および令和7年9月末における市場価格等に基づいております。

2. 「その他」は、外国証券及び投資信託です。

### ■その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和7年3月期			令和7年9月期		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株式	686	644	41	656	627	29
	債券	4,393	4,297	96	3,365	3,299	66
	国債	2,238	2,196	41	1,217	1,199	18
	地方債	818	801	16	609	601	8
	社債	1,336	1,298	38	1,538	1,498	39
	その他	21	20	1	355	322	33
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	小計	5,101	4,962	139	4,378	4,249	129
	株式	749	828	△ 78	799	866	△ 66
	債券	17,204	19,204	△ 1,999	18,387	20,595	△ 2,208
	国債	486	499	△ 13	1,474	1,497	△ 23
	地方債	2,709	2,984	△ 275	2,853	3,185	△ 331
	社債	14,008	15,719	△ 1,710	14,060	15,912	△ 1,852
その他		2,394	2,598	△ 203	2,260	2,376	△ 116
小計		20,348	22,630	△ 2,281	21,447	23,838	△ 2,390
合 計		25,450	27,592	△ 2,142	25,825	28,087	△ 2,261

(注) 1. 時価は、期末日および令和7年9月末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。

3. 「その他」は、外国証券及び投資信託です。

## 自己資本の充実の状況

### ■自己資本の構成に関する事項

項目	令和6年9月	(単位:百万円) 令和7年9月
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	7,800	8,029
うち、出資金及び資本剰余金の額	334	332
うち、利益剰余金の額	7,465	7,696
うち、外部流出予定額(△)	–	–
うち、上記以外に該当するものの額	–	–
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	135	103
うち、一般貸倒り引当金コア資本算入額	135	103
うち、適格引当金コア資本算入額	–	–
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>7,936</b>	<b>8,133</b>
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	3
うち、のれんに係るもの額	–	–
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	–	–
適格引当金不足額	–	–
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	–	–
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	–	–
前払年金費用の額	172	205
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	–	–
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	–	–
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	–	–
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	–	–
特定項目に係る10パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	–	–
特定項目に係る15パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	–	–
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>173</b>	<b>209</b>
<b>自己資本</b>		
<b>自己資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)</b>	<b>7,762</b>	<b>7,923</b>
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	24,546	25,938
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	–	–
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	–	–
うち、上記以外に該当するものの額	–	–
マーケット・リスク相当額の合計額をハーパーセントで除して得た額	–	–
勘定間の振替分	–	–
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,314	1,286
信用リスク・アセット調整額	–	–
フロア調整額	–	–
オペレーション・リスク相当額調整額	–	–
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	25,861	27,225
<b>自己資本比率</b>		
<b>自己資本比率((ハ)／(二))</b>	<b>30.01%</b>	<b>29.10%</b>

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

## マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上重要な課題として位置づけ、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1)当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2)当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3)当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び閲覧連絡規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに新潟県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## お客様本位の業務運営に関する基本方針

当組合は、お客様目線で誠実かつ公正な業務運営を通じ、当組合の金融商品・サービスを利用される方の正当な利益の確保及びその利便性の向上に取り組んでおります。今後もより一層お客様の資産形成にふさわしい金融商品・サービスを提供し続けるため、以下のとおり「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。

この方針を全役職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれたお客様との信頼関係をさらに高めてまいります。

### 1. お客様の最善の利益の追求

- ・当組合は、全役職員が高い専門性と企業倫理をもって、お客様に対して誠実・公正に業務を行い、お客様の最善の利益を図るとともに、お客様本位の業務運営が企業文化として定着するよう努めます。
- ・当組合は、投資信託・デリバティブ商品などのお客様に損失を与える可能性が高いリスク商品は取り扱いません。
- ・お客様へのご融資に際しては、金融機関としての優越的な地位を利用せず、誠実かつ公正な姿勢を遵守し、お客様からのご相談には真摯に対応いたします。

### 2. 利益相反の適切な管理

- ・お客様の利益が不当に損なわれないよう、当組合が別に定める「利益相反管理方針」に基づき、利益相反管理を適切に行ってまいります。

### 3. 手数料等の明確化

- ・お客様にご負担いただく手数料その他費用については、各種手数料の一覧表を店頭およびホームページで掲示するなど透明性の向上に努め、お客様がご理解いただけるように分かりやすく丁寧に説明いたします。

### 4. 重要な情報の分かりやすい提供

- ・お客様への金融商品・サービスのご提供にあたっては、商品の特徴や重要な情報をお客様の経験や金融知識に十分配慮し、パンフレット等各種資料を使用して分かりやすく丁寧に説明いたします。

### 5. お客様にふさわしいサービスの提供

- ・お客様の立場に立ち、お客様の取引目的、知識・経験・財産の状況をお聞きし、ライフサイクルに合った商品・サービスの提供を行います。

### 6. 役職員に対する適切な動機づけの枠組等

- ・お客様本位の営業活動を実践するため、本基本方針を全役職員に周知し、専門知識やコンプライアンス等に関する研修の実施、各種資格取得の奨励を通じて人材の育成に努めます。

また、お客様本位の業務運営を評価するために、組合内の業績評価制度の整備に努めます。

以上

## 苦情処理措置・紛争解決措置の等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、  
お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

\* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

### 当組合へのお申出先

「お取引先店舗」または  
「コンプライアンス統括室」にお願いいたします。

#### コンプライアンス統括室

住 所：新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号  
電話番号：0256-98-6291  
受付時間：午前8時30分～午後5時30分  
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)  
e-mail : daiei@alpha.ocn.ne.jp

### 保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所  
電話番号：03-3286-2648  
受付時間：午前9時～午後5時  
(土日・祝日および年末年始を除く)  
一般社団法人日本損害保険協会 そんばADRセンター  
電話番号：0570-022808  
受付時間：午前9時15分～午後5時  
(土日・祝日および年末年始を除く)

## ■紛争解決のお申し出(金融ADR制度に対する取組み)

苦情等のお申し出は当組合のほか、新潟地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。

(詳しくは、コンプライアンス統括室へご相談ください)

名 称	新潟地区しんくみ苦情等相談所(新潟県信用組合協会)	しんくみ相談所(一般社団法人全国信用組合中央協会)
住 所	〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	025-247-7433	03-3567-2456
受 付 日	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く)	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く)
時 間	9:00～17:00	9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



新潟県弁護士会示談あっせんセンターおよび東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合コンプライアンス統括室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	新潟県弁護士会示談あっせんセンター	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒951-8126	〒100-0013	〒100-0013	〒100-0013
電話番号	新潟市中央区学校町通1-1	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
受 付 日	025-222-5533	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
時 間	平 日	平 日	土・日・祝日は除く	月～金(除 祝日、年末年始)
	9:00～17:00	9:30～12:00, 13:00～16:00	10:00～12:00, 13:00～16:00	9:30～12:00, 13:00～17:00

---

編 集

新潟大栄信用組合 総務課

〒959-0194 新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号

電話 0256-98-6291

<https://www.niigata-daiei.shinkumi.jp/>

---